

地域で安心して暮らせるよう 支援します

日常生活自立支援事業

こんなことで**お困り**ではありませんか？

ヘルパーさんやデイサービスを
頼みたいのだけどどうしたらいいの…？

毎月の電気代や
ガス代の支払い…
お金のやりとりに
自信がない…

困
っ
た
…

通帳や印鑑、
どこにしまったか
忘れてしまった…

ど
う
し
よ
う
…

高齢者や障がい者の方のなかには、例えば、どんな福祉サービスがあって、その申込方法がわからないとか、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、大切な書類の保管場所を忘れてしまうことが考えられます。

日常生活自立支援事業は、こうした方々が、住み慣れた地域のなかで安心して暮らせるよう、社会福祉協議会がお手伝いします。

どんな人が利用できるの？

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで、自分ひとりでは福祉サービスの利用契約等が不安のある方です。

どんなお手伝いをしてくれるの？ (利用できるサービス内容)

●福祉サービス利用のお手伝い

- ・福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き



○日常のお金の出し入れのお手伝い

- ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品等の代金を支払う手続き

○日常生活に必要な事務手続きのお手伝い

- ・福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供・相談
- ・住民票の届出等の行政手続きに関する援助

○銀行の貸金庫等で大切な書類等をお預かり

<お預かりできる書類等>

- ・年金証書
- ・預貯金通帳
- ・実印、銀行印 等

<お預かりできないもの>

- 宝石、書画、骨董品、貴金属類 等



利用料はいくらかかるの？

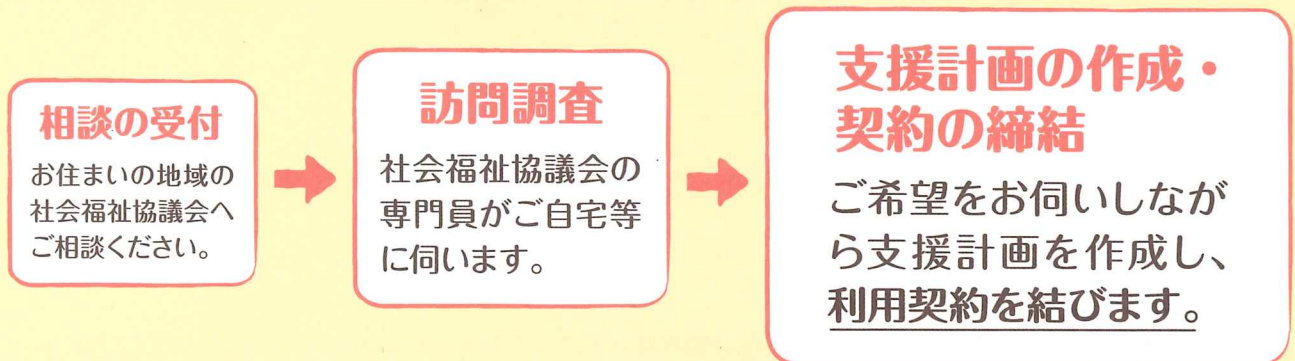
援助内容	利用料
・福祉サービス利用援助 ・日常的金銭管理サービス	1時間あたり 1,200円 (※1時間を超えると30分ごとに600円加算)
・書類等預かりサービス	1ヶ月あたり 500円

*契約までの相談等は無料です。

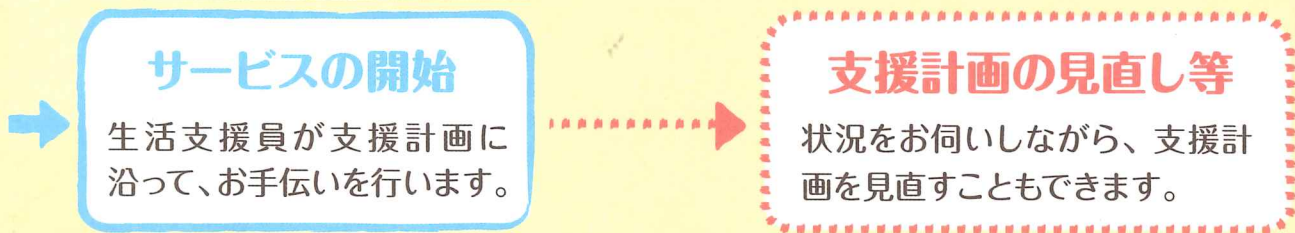
*契約後の援助には利用料がかかります。生活保護世帯は無料です。

サービスの利用の流れ

専門員による相談、支援計画の作成等 (無料)



契約後のお手伝い (有料)



お手伝いに不満があるときは、どうしたらいいの？

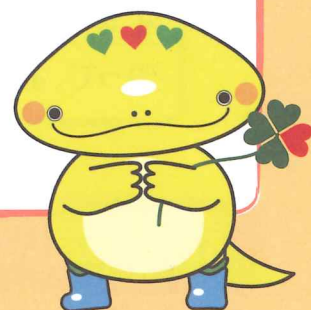
○岐阜県社会福祉協議会において、利用者の苦情を受け付けています。

岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター 電話 **058-274-7143**

○また、法律・福祉・医療の専門家と当事者組織などで構成されている「運営適正化委員会」がこの事業について監視を行っていて、利用者の苦情も受け付けています。

岐阜県運営適正化委員会 電話 **058-278-5136**

ご相談・お問い合わせは、お住まいの地域の社会福祉協議会へ



岐阜県「社協キャラクター」
ともにん

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

☎ 058-274-7143